

## 5. 受取方法

指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

※**通帳かキャッシュカードの写し(コピー)**を添付してください

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナ)
金融機関コード	1.銀行 5.農協	本店 支店 出張所		1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	2.金庫 6.漁協					
	3.信組 7.信漁連	支店コード		2当座		
	4.信連					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

### 【誓約・同意事項】チェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)(以下「給付金(ふたり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ふたり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、本市において支給決定をした後は、給付金(ふたり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ふたり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ふたり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ふたり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本市へ給付金(ふたり親世帯分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ふたり親世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、本市へ給付金(ふたり親世帯分)を返還します)。
- 既に他の市区町村等で給付金(ふたり親世帯分)を受給していた場合には、本市へ給付金(ふたり親世帯分)を返還します。

### 提出書類

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)申請書(請求書)①』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、パスポート等の写し(コピー)**
- 『通帳かキャッシュカードの写し(コピー)』  
※申請者名義のもの。金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)  
ネット銀行などの場合は画面印刷をしてください。
- 『簡易な収入見込額の申立書』(別紙②)
- 『給与明細書、帳簿、年金振込通知書等の1か月分の収入額が分かる書類』の写し(コピー)  
※支給要件が「②家計急変」の場合、別紙②(または別紙③)に記載の給与収入、事業収入、年金収入、不動産収入にかかる収入や経費の金額の分かる書類を添付してください。給与明細等をスマートフォン等で確認している方は画面印刷をしてください。
- 【必要な方のみ】『簡易な所得見込額の申立書』(別紙③)  
※『簡易な収入見込額の申立書』(別紙②)で非課税相当収入限度額を超過する場合にご提出ください。
- 【必要な方のみ】『児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』  
※児童と別居している方は、**対象児童の世帯全員の住民票等の写し(コピー)捺印記載のもの**をご用意ください。  
※未成年後見人、その他(父母以外の)養育者、里親の方が申請される場合は表Aの児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類をご用意ください。)